

ドイツ連邦議会、特許法等改正案を可決

2021年6月14日

JETRO デュッセルドルフ事務所

ドイツ連邦議会（Bundestag（下院に相当））は、2021年6月10日¹に特許法等改正に係る特許法の簡素化・現代化のためのドイツ連邦政府の法案（19/25821）及び法務・消費者保護委員会による本法案の修正案に関する議決勧告（19/30498）を可決した旨、ウェブサイトにて公表した。

法務・消費者保護委員会による修正案における主な修正点（下線及び二重取り消し線の部分）を含む本法案の主なポイントは、以下のとおりである。

<法案の主なポイント>

1. 民事裁判所での侵害訴訟と連邦特許裁判所での無効訴訟の同期

特許法第 82 条(3)に、無効訴訟の被告（特許権者）が訴状送達から 2 月以内（1 月延長可）に反論を述べる旨を規定。また、特許法第 83 条(1)（特許無効の手続において連邦特許裁判所が、（当該特許権の有効性等の）その決定にとって特別に重要である局面等に関して、当事者に速やかに通知する旨の規定）に、当該通知が当該無効訴訟の被告への訴状送達から 6 月以内に侵害訴訟の裁判所にもなされるべきである旨等を追加。

2. 差止による救済規定の明確化

特許法第 139 条(1)（特許権侵害に対する差止請求権の規定）に、個別の事案の特段の事情 及び信義則の要件 により、排他的権利が正当化されない、侵害者又は第三者にとって不相応な困難が生ずる場合に限り、差止請求が排除される旨、また、そのような場合には被侵害者は相当の ~~範囲で~~ 金銭的補償を要求してもよく受けなければならない、また、このことが同条(2)の損害賠償請求権には影響を及ぼさない旨を追加。

3. 営業秘密保護法の規定の特許訴訟への導入

特許法第 145a 条を追加。特許訴訟において、営業秘密保護法第 16 条から第 20 条（裁判手続における営業秘密の取り扱いに関する規定）を準用する旨、また、原告及び被告によって訴訟に持ち込まれる全ての情報は、営業秘密保護法第 16 条(1)の意味における係争対象の情報とみなされる旨 規定。

4. PCT 国際特許出願のドイツ国内段階移行期間の変更

¹ 審議は6月11日の0:00~0:05頃に行われた (<https://www.bundestag.de/tagesordnung?week=23&year=2021>)。

国際特許条約に関する法律の第 III 条第 4 項に規定される PCT 国際特許出願のドイツ国内段階への移行期間について、これまで出願日（優先日）から 30 月以内であったところ（欧州特許条約の規定に合わせ、）31 月以内に変更。

本法案は、今後、ドイツ連邦参議院（Bundesrat（上院に相当））において審議されることになり²、連邦参議院で可決され法律として成立した場合には、大統領等による署名を経て法律として公布されることになる。

- ー ドイツ連邦議会のウェブサイト等については、以下参照（ドイツ語） ー
（本法案の審議に関するドイツ連邦議会のウェブサイト）

[Bundestag stimmt für moderneres Patentrecht](#)

（ドイツ連邦議会により可決されたドイツ連邦政府の法案（19/25821）及び法務・消費者保護委員会による本法案の修正案に関する議決勧告（19/30498））

[Gesetzentwurf 19/25821](#)

[Beschlussempfehlung 19/30498](#)

- ー ドイツ特許法改正に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 ー
- [ドイツ連邦政府、特許法等改正案を閣議決定（2020年10月29日）（PDF）](#)
 - [ドイツ連邦司法・消費者保護省、特許法等改正に関する草案を公表（2020年9月16日）（PDF）](#)

（以上）

² 現時点で、本法案についての連邦参議院における審議予定日は未定である。